

滋賀県児童福祉法第 62 条の 3 の規定に基づく過料に関する条例等
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法および障害者自立支援法の一部改正により、これらの法律の条項が移動したこと等に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 児童福祉法の一部改正に伴い、滋賀県児童福祉法第 62 条の 3 の規定に基づく過料に関する条例において、必要な規定の整理を行うこととします。(第 1 条、第 2 条関係)
- (2) 障害者自立支援法の一部改正に伴い、滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例において、必要な規定の整理を行うこととします。(第 3 条、第 4 条関係)
- (3) 障害者自立支援法の一部改正に伴い、滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例において、必要な規定の整理を行うこととします。(第 5 条、第 6 条関係)
- (4) この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、第 1 条、第 3 条および第 5 条は、同日までの間において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県児童福祉法第 62 条の 3 の規定に基づく過料に関する条例 新旧対照表(第 1 条関係)

旧	新
<p>滋賀県児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例</p> <p>以下省略</p>	<p>滋賀県児童福祉法第62条の4の規定に基づく過料に関する条例</p> <p>以下省略</p>

滋賀県児童福祉法第62条の4の規定に基づく過料に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

旧	新
<p><u>滋賀県児童福祉法第62条の4の規定に基づく過料に関する条例</u></p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当な理由がないのに、児童福祉法第57条の3第1項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、または同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者</p>	<p><u>滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例</u></p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当な理由がないのに、児童福祉法第57条の3第2項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、または同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者</p>

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>第3条第1項 省略</p> <p>2 近江学園および信楽学園は、法第42条に規定する知的障害児施設としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 法第4条第2項に規定する障害児に係る障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所の業務</p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>第3条第1項 省略</p> <p>2 近江学園および信楽学園は、法第42条に規定する知的障害児施設としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 法第4条第2項に規定する障害児に係る障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第9項に規定する短期入所の業務</p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例 新旧対照表(第4条関係)

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>第3条第1項 省略</p> <p>2 近江学園および信楽学園は、法第42条に規定する知的障害児施設としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 法第4条第2項に規定する障害児に係る障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第9項</u>に規定する短期入所の業務</p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>第3条第1項 省略</p> <p>2 近江学園および信楽学園は、法第42条に規定する知的障害児施設としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 法第4条第2項に規定する障害児に係る障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第8項</u>に規定する短期入所の業務</p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例 新旧対照表(第5条関係)

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 むれやま荘は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所の業務</p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 むれやま荘は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 障害者自立支援法第5条第9項に規定する短期入所の業務</p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例 新旧対照表(第6条関係)

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 むれやま荘は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第13項に規定する障害者支援施設</u>と</p> <p>いう。）としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 障害者自立支援法<u>第5条第9項に規定する短期入所の業務</u></p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 むれやま荘は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項に規定する障害者支援施設</u>（以下「障害者支援施設」という。）としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 障害者自立支援法<u>第5条第8項に規定する短期入所の業務</u></p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

